

## 人間環境大学研究生規程

### (総則)

第1条 人間環境大学学則（以下「学則」という）第43条に規定する研究生に関しては、学則のほかこの規程の定めるところによる。

- 2 この規程にいう研究生とは、特定の教員の指導の下に研究を行う者をいう。
- 3 前項に定めるもののほか、人間環境大学（以下「本学」という）を卒業し、所属した学部の教員の指導の下に、当該学部に係る国家資格等の取得のための準備を行うことを目的として、その許可を受けた者を研究生とすることができる。

### (入学資格)

第2条 研究生として大学に入学できる者は、大学を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると学長が認めた者とする。

### (出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、大学の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 研究計画書
- (3) 最終学校卒業証明書及び成績証明書
- (4) 現に職業に従事している者、又は在学中の者は、所属長又は学長の受験承諾書
- (5) その他必要な書類

2 第1条第3項の研究生を志願するものは、出願に際し、前項第2号、第3号及び第4号の書類は不要とする。

### (入学時期・入学許可)

第4条 研究生の入学時期は各学年の初めからとする。ただし、特別の事情があると学長が認めたときはこの限りではない。

- 2 入学を志願した者については、別に定めるところにより選抜を行う。
- 3 研究生の入学は教授会の議を経て学長が許可する。

### (入学金・授業料)

第5条 入学を許可された者は、入学金及び研究料を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 本学を卒業し、研究生として入学を許可された者については、入学金を免除する。
- 3 第1条第3項の研究生として入学を許可された者については、研究料及び教育充実費を徴収しない。ただし、所属した学部が運営する国家試験対策プログラム等に必要な費用を納付しなければならない。
- 4 前項の金額は、当該学部の教授会の議を経て別に定める。

### (研究期間)

第6条 研究生の期間は1年とする。

- 2 研究を継続する必要があるときは、許可を得てその期間を延長することができる。

### (検定料の免除)

第7条 前条第2項により、その期間を延長する場合、又は第1条第3項の研究生として志願する者は検定料を免除する。

### (授業の聴講)

第8条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、担当教員の承認を経て、講義・演習・

実験・実習又は実技に出席することができる。

(単位認定)

第9条 研究生の研究については、単位の認定は行わない。

(証明書の発行)

第10条 学長は、研究生が相当の成績をあげたと認めた場合には、教授会の議を経て、研究を修めた旨の証明書を交付することができる。

(規程の準用)

第11条 この規程に定められていない事項については本学学則を準用する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成25年1月30日からこれを施行する。

附則 この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程(改正)は、平成28年8月31日から施行する。

附則 この規程(改正)は、令和5年4月1日から施行する。